

いわゆる人口問題の位相（4）

——ゴドウィン・マルサス論争（iii）

仲村政文

目次

・ 論点開示

1. 人口問題は“アポリア”か
2. 人口変動の「転換」をめぐって
3. 人口政策におけるイデオロギー問題
(以上 第71号)

・ 人口問題へのアプローチ

——ゴドウィン・マルサス論争に寄せて

1. 時代の精神
(以上 第72号)
2. ゴドウィン批判と「人口の原理」
3. ゴドウィンの人間把握と「人口論」
(以上 第74号)
4. マルサス人口論の基本的性格
——「社会改良」の錯誤
(以上 本号)

・ マルクスにおける人口論の展開構造

- ・ 「人的資源」論の射程
- ・ 人口変動の地域特性
- ・ 少子高齢化「問題」の歴史的位相
——結びに代えて

(目次の予告における 4 のサブタイトルを「『社会改良』の錯誤」に変更した。)

II. 人口問題へのアプローチ

——ゴドウィン・マルサス論争に寄せて

4. マルサス人口論の基本的性格

——「社会改良」の錯誤

貧困の主要かつもっとも永久的な原因は政治形態や財産の不平等な分配と、ほとんどあるいは全く直接的な関係を持っていないこと、また富者が貧者のために仕事と生計の途を提供する能力を実際には持ってはいないので、貧者は当然それを要求する権利を持ちえていないことは、人口原理に由来する重要な真理であって、これは適切に説明されるならば、人並みの理解力を決して越えるものではあるまい。そして明らかに、社会の下層階級に属し、これらの真理に精通するにいたった人はだれでも、彼が巻き込まれるかもしれない困窮を一層我慢強く耐え抜こうとし、彼が貧困であるために政府や社会の上流階級に不満やいら立ちを感じることも少なくなり、どんな場合にも反抗や騒乱を試みようとする気持ちが少なくなるであろう。そしてもし彼が何らかの公的施設が私的慈善の手から扶助を受けたとしても、彼は一層の感謝をもってそれを受け取り、その価値をより正当に評価するであろう¹。

上の一節は、マルサスの『人口論』（『人口原理』）第6版の最終章「社会の将来の改良に關するわれわれの合理的期待について」から引い

¹ T.R. Malthus, *An Essay on the Principle of Population; or A View of its past and present Effects on Human Happiness; With an Inquiry into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it occasions. The Version published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817 and 1826*, Edited by Patricia James, Vol. , p.127. (以下, “*An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James.” と略す)。『人口原理』第6版, 大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫訳, 中央大学出版部, 1985, 651-652ページ。(以下, “大淵ほか訳” と略す。訳は一部変えた。) 上の原書は第2版を中心に編んだものであるが, 表示されているように, 第2版から第5版における変更点を明らかにしている。

たものである。みられるとおり、マルサスはあからさまに、「人口原理に由来する重要な真理」によれば、貧困の原因は政治形態には無関係であり、また、貧者は「仕事と生計の途」を「請求する権利」をもたないという。そしてまた、この「真理」を知りえたならば、政府や上流階級にたいする「不満やいらだち」「反抗や騒乱」も少なくなり、公的施設や私的慈善にたいして感謝の念をもつであろうという。

われわれが既に吟味したように、マルサスは『人口論』初版において、ゴドウィンやコンドルセにおける人類の「完全可能性」や平等——マスサスにとっては「幻想的」なのだが——を批判するために、固有の「人口原理」を提示した。第2版以降においては、上の引用文にみるように、改めてこの「人口原理」を武器として、貧者の生存権を否定し、「不満やいらだち」「反抗や騒乱」が無意味である旨を説きつつ、救貧法批判を基調とする「社会改革」の方向性を提示する。ここでは明らかに、ゴドウィンらの所説への批判における論点はシフトしている。マスサスが変動する時局に対峙するテーマもまた変化しているのである。こうした展開——<理論>と<時論>——は明示的であれ、黙示的であれ、ゴドウィンらへの批判の論理をベースにしたものである。ここに引いた一節はその<結論>と看做すこともできよう。われわれは以下、こうした問題について検討を加え、マルサス人口論の基本的性格を析出することとする。

(1)

筆をすすめるにあたり、初版における展開と第2版以降のそれとの異同に刮目したい。マルサスは1798年に匿名のパンフレット『人口論』(初版)を世に問うが、この書は大きな衝撃をあたえ、論争を巻き起こした。5年後の1803年に刊行された第2版にあつては、論点や所説は、副題の変化からも窺えるように、初版における展開とはかなり異なっている。そして、積極的に時論(救貧法批判の敷衍、改革構想の提示)を展開しているという点において、特徴的である。こうした新機軸は、このふたつの版の異同をめぐって議論を呼ぶこととなった。

その議論の詳細にふれる余裕はないが、マスサス自身は、第2版の序文において、これは「新著」と看做してよいといい、原理の上で初版と「大きく異なっている」のは「悪徳と悲惨のいずれの項目にも入らない人口にたいするもう一つの制限(check)の作用を考えた」ことをあげている²。ここでいう「もう一つの制限」とは、いうまでもなく、道徳的抑制(moral restraint)にほかならない。マルサスのこうした言説に拠りながら、J. ボナーは初版を「第一思想」として、第二版を「第二思想」として括っている³。D. ウィンチもほぼ同じ立場から初版を第一『人口論』、第2版を第二『人口論』と呼んでいる⁴。「第一」「第二」という呼称はある意味において、便宜的なものに過ぎないともいえるが、マスサス人口論における思想(お

² *Ibid.*, Vol. , p.2. 大淵ほか訳, ivページ。

³ J. Bonar, *Malthus and His Work*, 2nd Edition, 1924, pp.50-51. 堀経夫・吉田秀夫訳『マスサスと彼の業績』改造社, 1930, 74-75ページ。

⁴ D. Winch, *Malthus*, Oxford University Press, 1987, pp. 36-37. 久保芳和・橋本比登志訳『マルサス』日本経済評論社, 1992, 58ページ。

よび「理論」の連続性と断絶性とを明確にするものとして有効であろう。

私見によれば、第２版以降の展開において特徴的なことは、ひとつには、多くの論者が指摘するように、人口抑止（制限）の要因として、新たに道徳的抑制の作用を認めるに至ったということであるが、刮目すべきは、マルサスは自らの「人口原理」に基づいて、初版における救貧法批判をさらに深め、生存権否定の立場をより鮮明にしたということである（その一端は、冒頭に引いた一文にみるとおりである。さらに、第２版以降における、第１８章および第１９章の削除をめぐる問題があるが、ここでふれる余裕はない^５）。

これらふたつの問題はいずれも、ゴドウィンの所論に深くかかわる問題である。以下、このふたつの問題を中心に論究する。まず、マルサスが新たに導入した道徳的抑制の問題を俎上にのせるとしよう。この問題についてはふたつの論点が生かされるべきである。ひとつは、マルサスが、この道徳的抑制を人口抑止の要因（制限）として追加した——より正確には、追加せざるをえなかった——経緯である。もうひとつは、道徳的抑制の内実とその意義をめぐる論点

である。

マルサスは『人口論』初版刊行の後に、ゴドウィンと手紙を交わしているが、ゴドウィンへの返信（１７８９年８月２０日付）のなかで、人口増加を制限する要因（check）としての慎慮（prudence）に言及し、「過剰人口による窮乏を防止するためには慎慮が必要であることを大いに承認する」^６ことを表白している。ゴドウィンのマスサス宛の手紙の内容は詳らかでないが、マスサスがその「返信」のなかで、ゴドウィンの「慎慮」の意義について認めた——条件付ではあるが——という点は刮目される。このゴドウィンの「慎慮」が『人口論』第２版における「道徳的抑制」の下地になったことは——J.ボナーも指摘するように——想像するに難くない^７。

このマスサスの言説に関連して想起するのは、ゴドウィンは夙に『政治的正義』において、いわゆる道徳的抑制の存在を示唆しているということである。ゴドウィンは次のようにのべている。「労働の価格が大きく引き下げられ、そして人口が増せばさらに一層低下するおそれがあるところでは、早婚と大家族ということについて、人びとがかなりの恐怖心を持たないということは、ありえない。」^８これは、アメリカとの

^５ この点についてはさしあたり、赤澤昭三「研究ノート トーマス・ロバート・マルサス著『人口論』初版第１８・１９章について」（東北学院大学論集〔経済学〕第１２４号，１９９３．１２）を参照のこと。

^６ C. K. Paul, *William Godwin: His Friends and Contemporaries*, Vol. . AMS PRESS, 1970, Reprinted 1986, p. 324. なお、次の論稿においてもこの手紙の全文が収録されて、簡単なコメントが付されている。J. Bonar, “Notes on Malthus’s First Essay.” In T. R. Malthus, *First Essay on Population, 1798. With Notes by J. Bonar*, Macmillan, 1926. このボナーの注釈は「マスサスの第一論文について」と題して、高野岩三郎・大内兵衛訳『初版人口原理』（岩波文庫，１９３５年）の巻末に収録されている。ただし、本稿の訳文はこれに従っていない。

^７ 併せて、次のような指摘を参照のこと。マルサスは『人口論』初版の出版後間もなく、ロンドンでゴドウィンと会見した際、「近代社会における“慎慮の習慣”（＝後日の“予防的制限”）の大事な機能を指摘され、いま出したばかりの初版『人口論』をただちに絶版に付して、これを根本から書き改めることを決意した。」（南亮三郎『人口論』第６版「監修者あとがき」７０１ページ。）

^８ *Enquiry concerning political Justice and its Influence on Morals and Happiness*, by William Godwin, photographic facsimile of the third edition corrected, edited with variant readings of the first and second editions and with a critical introduction and notes, by F. E. L. Priestley, Vol. ., p.517. (以下、*Political Justice*と略す) 白井厚訳『政治的正義（財産論）』陽樹社，１９７３，９９ページ。

対比において、ヨーロッパの現実を見据えてのべられたものである。アメリカにおいては、生存手段が豊かであるため（「高い賃金」）、人びとは早く結婚し子どもを注意深く養育するのであるが、ヨーロッパにおいては、貧困の故に、早婚と大家族への恐怖が生まれるというのである。これは、後にふれるマルサスのいう予防的制限および道徳的抑制を直截に示唆するものにほかならない。

ゴドウィンにはさらに、人口を制限するいくつかの予防的手段にも言及している（このことは、文脈において必要なかぎりにおいて既に、拙稿[3]（本誌第74号、所収）において指摘しておいた）。ゴドウィンは別の箇所において、次のようにのべている。「それを実行することによって人口が制限されるような、さまざまな方法がある。すなわち、古代人之間、および今日では中国におけるような、棄子によるもの。セイロン島に残存するといわれるような、墮胎術によるもの。種族の増加にとって極度に有害なことがみとめられる両性の乱交によるもの。あるいは最後に、男女それぞれの修道院においてある程度行われていると想像されなければならぬ組織的禁欲によるもの。しかし、この種の何か明白な慣習がなくても、共同社会の一般的な状態から生じる、人口増加の促進作用あるいは抑制作用は極めて強力である。」⁹ こうした論述はマルサス『人口論』初版に大いに影響したであろうことは、改めて敷衍するまでもないことである。

ここに引いた一文の末尾のくだりは、われわ

れの文脈において刮目するに値する。ゴドウィンはここで、人口増加を促進したり抑制したりする、人間の主体的な営為を積極的に評価し、その普遍性を強調しているのである。ゴドウィンの論述はまりにも簡潔であり、抽象的であるが、これはマスサス『人口論』第2版刊行の2年前に上梓された小冊子¹⁰において敷衍されている。

僅か82ページからなるこの小冊子は、標題からも窺えるように、Dr. パル、マッキントッシュ、マルサスらのゴドウィン批判への反論として書かれたものである。フランス革命勃発後、イギリスにおいて反動の嵐が吹き荒れ、ゴドウィン自ら「フランス革命の子」とよぶ、その主著『政治的正義』にたいしても悪罵に満ちた批判の矢が放たれた。ゴドウィンは数年間の沈黙の後、反批判の筆を執り、フランス革命の再評価と自らの立場をこの小冊子において開陳するのである。ここにはいくつかの興味ある論点が含まれているが、われわれの文脈において重要なのは、マルサスが主張する人口抑制にたいする批判である。これを整理すれば、ひとつには、マルサスのいう抑制要因そのものにたいする批判であり、ふたつには、この抑制要因との関連において、ゴドウィンの「平等社会」を批判するマルサスへの反批判である。

ゴドウィンは中国その他の国々に古くからある捨て子や産児制限など、人口抑制のための多様な手段を例証する¹¹。これらの歴史的な事例は『政治的正義』におけるよりもより詳しく検討されているのであるが、さらに当時のイギリ

⁹ *Ibid.*, pp.517-518. 白井訳, 100ページ。訳は一部変えた。

¹⁰ W. Godwin, *Thoughts occasioned by the Perusal of Dr. Parr's Spital Sermon, preached at Christ Church, April 15, 1800: Being a Reply to the Attacks of Dr. Parr, Mr. Mackintosh, the Author of an Essay on Population, and Others.* London, 1801. (以下, *Thoughts occasioned by the Perusal of Dr. Parr's Spital Sermon.* と略す)

¹¹ *Ibid.*, pp. 64-70.

スにおける人口制限の問題へと筆をすめる。ゴドウィンが先ずもって析出するのは、2分の1にも及ぶ乳幼児の死亡率である。そして、この高い死亡率は人口増加を抑制する要因のひとつとして「恒常的に作用している」と断ずる¹²。この高い死亡率は、ゴドウィンによれば、貧しい両親が子供を十分に扶養できないことに起因しており、とりわけ多産な女性が絶え間のない労働のため、子どもたちの面倒をみるできないことによるものである。こうして、幼児は悲惨な状態に陥り、早死へと追いやられるという。

このような例証にもとづいて、ゴドウィンは次のような結論を導出している。「これはまさしく、人口増加にたいする十分な制限 (check) である。……これは恐らく、論文の著者 [マルサス] が熟慮の上でわれわれの前に示す悲惨 (misery) と悪徳 (vice) に由来する制限といえるものである。」¹³ ゴドウィンによれば、これはまさしくイギリスにおける紛れもない人口制限の「ひとつ」の要因にほかならないのである。こうした言説は、マルサスの「人口原理」における第三命題——「人口の優勢な力は悲惨あるいは悪徳を生み出さないでは抑制されない」——

にかかわって、その所論を批判しているのである。

その脈絡はこうである。マルサスは『人口論』初版において、「……家族の扶養が困難であるとする先見の明は人口の自然的増加に対する予防的制限 (preventive check) として作用し、子供たちに適当な食物を与えたり世話したりすることをできなくしている現実の困窮は積極的制限 (positive check) として作用する」¹⁴ というように、ふたつの制限 (check) を提示する。このうち予防的制限はいうまでもなく、結婚の自制の謂であるが、積極的制限については次のように説明している。すなわち、「毎年死んでいく子どもの数のうち、極めて大部分は、ときおり過酷な困窮にさらされ、またおそらく不健康な住居とつらい労働とに縛りつけられているために、こどもたちに適当な食料と注意とを払うことができないと思われる人びとに属する子どもであることは、死亡表に注意した人びとによって、きわめて一般的に認められてきていると、わたくしは信じる」¹⁵ と。

みられるとおり、ここでマルサスは「死亡表」にも注目している。しかしながら、マルサスは「この制限 (check) [積極的制限]は、わたくしがのべたもう一つのもの [予防的制限] ほど、

¹² *Ibid.*, p.71.

¹³ *Ibid.*, p.72. “check” はこれまで、「限抑」「制限」「妨げ」「抑制」「障碍」と訳されているが (赤澤昭三「トーマス・ロバート・マルサスの政策論について [3]——Positive Check の邦訳問題——」『東北学院大学論集 経済学』第140号, 1999.3, 247-248ページ参照), 本稿においては、「制限」を採用した。また, “misery” は「窮乏」「不幸」と訳されている例もあるが, 「窮乏」は困窮とほぼ同義であり, 物質的な貧困を指示する。マルサスの “misery” はより広く, 「不幸」や「悲惨」を意味している。本稿においてはこれを「悲惨」と訳した。

¹⁴ T.R. Malthus, *An Essay on the Principle of Population, as it affects the future Improvement of Society, with Remarks on the Speculations on Mr. Godwin, M. Condorcet, and other Writers*. London, 1798. Reprinted for the Royal Economic Society and published by Macmillan & Co. Ltd, 1926. pp.62-63. (以下, *First Essay on Principle of Population*. と略す。) 永井義雄訳『人口論』中央公論新社, 1973, 50ページ。なお, 永井訳を引用するにあたり, 訳語および表記法を一部変えた。

¹⁵ *Ibid.*, 62-63. 永井訳, 55-56ページ。

衆目に明らかではない¹⁶とする。そして、この問題を救貧法批判のなかに流し込むのである。また、マルサスはこの救貧法批判をふまえて、「イングランドの救貧法の制度にもかかわらず、都市と農村とにおける下層階級全体の状態を考慮すると、適当で十分な食物の不足、激しい労働、不健康な住居のために、彼らが受けている困窮は人口増加初期の恒常的な制限として作用しているとわたくしは考える」¹⁷（下線は仲村）とのべ、これを限定的にとらえている。マルサスのこうした把握の仕方にたいして、ゴドウィンは先述のように、「恒常的に作用している」とする批判の矢を放っているのである。

他方、マルサスは「第一の制限」とされる予防的制限については、積極的制限（「第二の制限」）とは異なり、その抑制の効果を積極的に評価する。マルサスによれば、積極的制限がもたら「下層階級」にかかわるものであるのにたいして、予防的制限はイングランドの「すべての階層にわたってある程度作用している」¹⁸と主張する。そして、「教養があり、身分ある人びと」、商人、農民、労働者、「召使いたち」のそれぞれについて「結婚を制限する」事情を指摘し、「下層にいくにつれて、重要性を増す」という¹⁹。そして、次のような結論を導出している。「結婚にたいするこれら抑制の効果は、まさしく、その結果としての、世界のほとんどすべての地域において生み出されている諸悪徳のうちに、また、これと不分離の悲惨に両性をたえず巻き込んでいく諸悪徳のうちに顕著にみ

られるのである。」²⁰

こうしたマルサスの所論は 悪徳 と 悲惨 とを人口増加にたいする「唯一の制限」とみならずものであるとして、ゴドウィンは批判する。ゴドウィンによれば、世界の歴史を顧みると、人口増加を規制し制限したのは 悪徳 と 悲惨 のみではないことがわかる。今日のイングランドにおいても、「徳 (virtue)」「分別 (prudence)」「自尊心 (pride)」が「もうひとつの制限」——高い死亡率という「ひとつの制限」とは区別される——として極めて強力がかつ広範に作用しているといるのである。そして、この国においては、「成人した少年・少女の間の早婚はきわめて稀である」²¹と指摘する。何故ならば、かれらは「先見の明という贈り物」をもっており、婚約のはるか前に生まれてくる子供たちを扶養できるかどうか慎重に熟慮するのである。

ここでいう「慎重な熟慮」はある意味において、マルサスのそれと同じである。ただ、マルサスの予防的制限はつねに 悪徳 と 悲惨 とに結びついており、それは強制された、余儀なくされたものであるのにたいして、ゴドウィンのばあい、それは「徳」や「分別」「自尊心」という普遍的なものの作用であるとする点において特徴的である。これは人間の自律的・主体的な営為にほかならないのである。

こうした議論をふまえてゴドウィンは、イングランドにおけるこの制限が特に大都市においてみいだされることを例示する。すなわち、事務員、商人、法律家、工場などの職人はそれぞ

¹⁶ *Ibid.*, p.71. 永井訳, 55ページ。

¹⁷ *Ibid.*, p.99. 永井訳, 70ページ。

¹⁸ *Ibid.*, p.63. 永井訳, 50ページ。

¹⁹ *Ibid.*, pp.64-69. 永井訳, 50-54ページ。

²⁰ *Ibid.*, pp.70-71. 永井訳, 54ページ。

²¹ *Thoughts occasioned by the Perusal of Dr. Parr's Spital Sermon*, p. 72.

れの階層に応じて地位を高めて、家族を扶養できる相応の豊かさを手に入れるまで、決して結婚しない（あるいは結婚を控える）。他方、これらの階層と比較して「下層階級」にあつては、「徳」や「分別」「自尊心」などによる「制限」があまり作用しないとすれば、それは彼らが「虐げられて絶望的になっている」からほかならない²²。

以上われわれは、ゴドウィンが『政治的正義』において道徳的抑制の問題を示唆していること、さらに、マルサス『人口論』初版における人口増加への「制限」についてのゴドウィンの批判についてみてきた。こうした脈絡において、第2版においてマルサスは、ゴドウィンによる批判をふまえて、人口抑止の要因として新たに道徳的抑制を取り上げるにいたるのである。もちろん、マルサス自身はこのことを明示的には認めてはいないのだが、F.K. ブラウンがゴドウィンと同時代の詩人シェリー——シェリーとゴドウィンとの関係については、本稿 -1 「時代の精神」（本誌、第72号）参照——の言説にもふれながら裁断しているように²³、マルサスはゴドウィンに「屈した」とみるのは、強ち穿ちすぎとはいえないであろう。いずれにしても、前述のように、初版の予防的制限の源泉もゴドウィンらにあつたのであるが、道徳的抑制もまたゴドウィンの批判を受容しつつ導入されるのである²⁴。ここに、マルサスの「人口原理」にかかわる「修正」問題の一端がみいだされるといえる。

われわれは以下、第6版をベースにして（注1参照）、特に初版との相違に留意しながら、マルサスの道徳的抑制についてみるとしよう。

（２）

『人口論』第6版の副題は、「人類の幸福にたいするその過去および現在の影響にかんする一見解およびそれが引き起こす諸悪の将来における除去または緩和についてのわれわれの見通しについての一研究」（下線は仲村）である。これは、初版の副題「将来の社会改良（future improvement of society）にたいするその〔人口原理の〕影響およびゴドウィン、コンドルセその他の著述家たちの空論にかんする所論」とは大きく異なっている。しかしながら、留意すべきは、「社会改良」という点において通底しているということである。もちろん、ここでは「人口原理」がもたらす諸悪（悲惨と悪徳）という問題へと論点はシフトしているという点は看過できない。

初版におけるマルサス人口論の「目的」（眼目）は、前稿 [(3)] において指摘しておいたように、固有の「人口原理」を武器として、ゴドウィンらの平等主義を批判することにあつた。だが、マルサスは冒頭において、「以下の論文の起源は、ゴドウィン氏の論文の主題、すなわちかれの『研究者』における貪欲および浪費について、一友人と交わした会話にある。その討議は、将来の社会改良という一般的問題を生み

²² *Ibid.*, p.73.

²³ F.K. Brown, *The Life of William Godwin*, J.M.Dent & Sons, 1926, p.334.

²⁴ 道徳的抑制の“源泉”については諸説があるが、この点については、柳田芳伸「マルサス『人口論』の一考察——「ダーウィン=マルサス論争」を契機にして——」『関西大学経済論集』第32巻第4号、1982.11、604ページ参照。

だした²⁵とのべている。ゴドウィン思想を祖上にのせるかぎり、「将来の社会改良」という「一般の問題」にかかわらざるをえなかったのである。つまり、マルサスの「社会改良」へのアプローチはゴドウィン批判に随伴したものであり、ア・プリオリになされたものではないのである。別言すれば、「社会改良」という問題意識からゴドウィン批判に向かったのではなく、順序は逆であるということである。この点の確認は重要である。

いずれにしても、「社会改良」という課題は主要には、ゴドウィンらの平等主義批判を意図したものにほかならないとしても、首尾一貫してマルサスに課せられていたものであり、かくして、マルサスはこの問題について自らの「思想」と「見解」とをのべる次第となるのである。初版においては、その帰結するところは、マルサス自身も認めるように、「陰鬱な色彩」を帯びるものであった²⁶。これは明らかに、「社会改良」といえるものではないので、マルサスは第2版以降において、一定の修正を施しながら、「社会改良」について論述をすすめるのである。このばあいマルサスは、新しい調査資料を用いる²⁷とともに、ゴドウィンらの批判に応える形で——さらにT.ペインらを批判しながら——筆を運び、第6版の末尾（第4編第14章）を「将来の社会改良にかんするわれわれの合理的期待について」と題する論述によって結んでいる。

さらにマルサスにおける「社会改良」について看過できないのは、当時の社会状況と時局——救貧法をめぐる問題——とである。後者の問題は後にふれる、救貧法をめぐる問題にかかわるので、さしあたり措くとして、ここではまず、マルサスの「予防的制限」としての悲惨と悪徳とにかかわる問題について簡潔にふれておきたい。

初版においては、マルサスの「人口原理」はゴドウィンらの平等主義批判の「武器」であったのであるが、第2版以降においては、これは「社会改良」における基本的な原理として展開されている。マルサスは論点をシフトさせながら、「社会改良」の課題にとりくむのである。ここに、初版と第2版以降の異同に関するひとつの側面があるといえよう。こうした文脈において、マルサスは上述のように、ゴドウィンの批判を甘受しつつ、ここに、道徳的抑制を予防的制限のひとつとして導入するのである。このことを確認したうえで、以下、マルサスのいう「社会改良」との関連において、道徳的抑制の問題について吟味する。

われわれはまず、マルサスが道徳的抑制というカテゴリーを導入する道筋についてみてみよう。これを第6版についてみると、マルサスは冒頭（第1編第1章）から、「世界の未開社会および過去における人口にたいする制限について」という標題のもとに、人口の自然的増加

²⁵ *First Essay on Principle of Population*, p. i. 永井訳, 13ページ。マルサスが実際に標的としたのは、ゴドウィンの『探究者』ではなく、『政治的正義』であることは先に指摘したとおりである。

²⁶ *Ibid.*, p. i-iv. 永井訳, 13-14ページ参照。

²⁷ マルサスの方法を吟味して導出された次のような指摘は、初版後の精力的な資料収集に関連して刮目される。「『人口の原理』においては、演繹的方法是実質的には用いられてはいない。先行者の著作から得られた知識と推測とを交えて原理を導き、その原理を説明するという方法が用いられた。……実際に原理の例証となる事実を精力的に収集したことは、マルサスの方法がもっぱら帰納的であったかの印象を与えた。……しかし、マルサスの帰納法は、発見の方法ではなく、原理を経験的事実に照らして正当化する方法である。」(佐々木憲介「マルサスにおける帰納と演繹」『経済学研究』[北海道大学]第45巻第4号, 1996.3, 46ページ。)

にたいする「制限」の問題をとりあげている。そして、次のような一節を提示して筆を起している（第２版から同じ）。

社会改良に関する研究において、当然に現れる課題を取り扱う方法はつぎのとおりである。

- １．幸福に向かう人類の進歩を妨げてきた諸原因を調べること。
- ２．将来におけるこれらの諸原因の全体的または部分的な除去の見込みを検討すること。

マルサスは初版においてゴドウィン批判を急ぐあまり、「人口原理」を平等社会に立ちふさがるものとして論断するのであるが、ここでは改めて、人類の進歩を妨げる「諸原因」と将来における見通し——ゴドウィンらの平等社会の形成とは異なる——とを明らかにしようというのである。マルサスは端的に、「わたくしが言わんとする原因は、すべての生あるものが用意された養分を超えて増加しようとする不断の傾向である」²⁸ とのべる。この言説は、表現は別として初版のばあいと何ら異ならないが、叙述は明快である。

マルサスはこのことを確認したうえで、人口の自然的増加の抑制要因を組上にのせ、「必然（necessity）という、かの傲慢な広くゆきわたっている自然法則がそれ〔この地球上にある生命の種子〕を一定の限度内に抑制する。植物の類も動物の類もこの偉大なる規制的法則のもとで減少する。人類もまた、理性のいかなる作用を

もってしてもそれから逃れることはできない」²⁹ とのべる。みられるとおり、人口抑制における理性の無力性の主張は初版から不変である。ただし、この理性の作用の問題については、次の点が留意されるべきである。

初版にあつては、ゴドウィン批判のなかで、「結果の計算」としての理性——ゴドウィンのいう理性——を認めつつ、マルサスは次のようにのべている。「感覚的あるいは知的のいずれにしる、すべての享樂の追求において、理性すなわち結果の計算をわれわれに可能にするあの能力は、正しい修正者であり、案内者である。だから、進歩した理性は常に感覚的快樂の乱用を防ぐ傾きをもつと思われるが、もっともそれは、感覚的快樂を絶滅させるということには決してならない。」³⁰ またマルサスは、人間を単なる「理性的存在」とみなすゴドウィンの見解を批判して、人間は理性的能力と肉体的性向——「肉体的渴望」——との「複合体」であり、「肉体的渴望のともなうあらゆる状況」のもとでは、複合的存在の決定は理性的存在の確信とは「異なる」とのべている³¹。そして、マルサスはここでは人間存在を二元的に捉えて、理性にたいする「肉体的渴望」の優位性を主張する。こうした主張の基底には、次の一節にみるように、精神と肉体との関係性にかかわるマルサス固有の見地があるといえよう。すなわち、「精神が情念と肉体の諸要求によって活動に目覚めたばあい、知的要求が生じ、そして知識の欲求と無知のもとでの忍耐とが新しく重要な種類の刺激をつくるのである。自然のあらゆる部分は、こ

²⁸ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James. Vol. , p.10. 大淵ほか訳, 3ページ。

²⁹ *Ibid.*, Vol. , p.10. 大淵ほか訳, 4ページ。なお、この大淵ほか訳にあつては、“necessity”は「必要」と訳されているが、明らかに「必然」とすべきである。

³⁰ *First Essay on Principle of Population*, pp.215-216. 永井訳, 131ページ。

³¹ *Ibid.*, pp. 250-255. 永井訳, 148-151ページ。

の種の精神的努力に刺激をあたえ、……」³²と。ここにも、黙示的ではあれ、理性の限界（受動性）が示唆されている。

いずれにせよ、初版においてマルサスは「肉体の渴望」を重視し、理性の作用の限界を指摘しながらも、その作用は否定してはいない。このことは、次の一文において窺い知ることができよう。マルサスは、人類は「理性の努力」によってもいわゆる自然の法則（規制的法則）から逃れることはできないと強調し、続けて次のようにのべている。「植物および動物の間においては、その結果は種子の浪費、病気及び早死である。人類においては、悲惨と悪徳とである。前者すなわち悲惨は、それに絶対的に必然的な結果である。悪徳は起こる可能性の極めて高い結果であり、したがってわれわれは、それが広く蔓延していることをみる。しかし、恐らく、それは絶対に必要な結果と呼ばれるべきではない。徳性（virtue）の試練は、悪へのすべての誘惑に抵抗することである」³³と。みられるとおり、悪徳は悲惨とは異なり、自然法則の「必然的な結果」ではないとし、徳性によるこれへの「抵抗」にふれている。このことは明らかに、理性の作用を暗示するものであり、したがってまた、道徳的抑制の問題に連なる論点をも示唆するものといえよう。なお、悲惨と悪徳とが発生の仕方において異なるとしている点は看過できない。

こうして、マルサスは初版においては明らかに理性の作用を認めていたのであるが、第2版以降においては、これはほとんど無視され、議論

は人口を抑止する要因としての「制限」の問題に焦点化される。人口の自然的増加率と土地生産物の増加率との間の不均衡（人口増加の優勢）という自然法則のもとで、食糧を獲得する「困難」から「人口にたいする強力な制限が絶えず作用する」³⁴とする。この「制限」そのものもまた、マルサスにあっては、「強力な必然の法則（law of necessity）の作用」にほかならないのであり、この作用によってのみ、人類の増加は「生存手段の水準」に抑止されるのである³⁵。

だが、この言説は無内容である。なぜならば、マルサスによれば、人口の等比数列的な人口増加は自然法則であり、また、人間生活にとって必要な生存手段が等差数列において増大するのにも自然法則であるかぎり、「人口にたいする強力な制限」が「強力な必然の法則」として作用せざるをえないからである。これは単純な算術の問題にほかならないのである。

ともあれ、マルサスはこうした論述をふまえて、「制限」の具体的な問題へと筆をすすめる。第2版以降の各版においては冒頭から、マルサスの考える人口抑止要因（「制限」）を類型化し序列化している。それを整理して示せば、次のようである。

・ 究極的な制限（ultimate check）

人口と食物の増加率の相違から必然的に生ずる食物の不足。

・ 直接的制限（immediate check）

生存手段の欠乏によって生じる習慣や疾病、人体を弱め破壊する傾向のある、道徳的も

³² *Ibid.*, p.377. 永井訳, 213-214ページ。

³³ *Ibid.*, p. 15-16. 永井訳, 24ページ。

³⁴ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.11. 大淵ほか訳, 4ページ。

³⁵ *Ibid.*, Vol. , p.15. 大淵ほか訳, 9ページ参照。

しくは肉体的なすべての原因。

1. 予防的制限 (preventive check)

自発的であり、人間に特有なものである。「はるか遠い結果を推定できる判断能力」にすぐれていることから生ずる。

a. 不規則な満足を伴わない結婚の抑制 (道徳的抑制)

b. 乱交、不自然な情欲、姦通など (悪徳の項目に入る予防的制限)

2. 積極的制限 (positive check)

不健全な職業、過酷な労働や寒暑、極度の貧困、劣悪な児童保育、大都会、不摂生、疾病・流行病、戦争、疫病、飢饉。

(このうち、「自然の法則から不可避的に起こると思われるもの」は悲惨とよぶことができる。戦争、不摂生その他の「われわれの力でさけることのできるもの」は悪徳によって引き起こされ、その結果は悲惨である。)

みられるとおり、「究極的な制限」(「自然的制限」と「直接的制限」とが区別され、後者はさらに「予防的」制限と「積極的」制限とに区別されている。そして、道徳的抑制は予防的制限の一部として位置づけられている。つまり、従来の予防的制限は必然的に悪徳をともなうものであったのであるが、この悪徳をともなわない「制限」として新しく道徳的抑制を導入したということである。したがって、さらに整理すれば、直接的制限はマルサスものべるように、道徳的抑制と悪徳および悲

惨とに分解することができる。

上のマルサスの分類にあつては、予防的制限は出生数(出生率)を小さくする方向にかかわり、積極的制限は死亡数(死亡率)を大きくする作用をもつというように、出生と死亡のメルクマールとしては極めて明快である。しかしながら、具体的に個々の要因に指目すると、ふたつの制限の区別が曖昧であること、また、「積極的」という言葉の用語法にも疑問が残るなど、さまざまな問題点が含まれているが³⁶、ここでは、簡潔に「不規則な満足を伴わない結婚の抑制」と説明されている道徳的抑制について吟味するでしょう。

先ずもって、この説明に付されている注記(脚注)が括目される。マルサスは次のようにのべている。「わたくしがここで道徳的という言葉をもっとも限定された意味において用いていることに気づかれるであろう。道徳的抑制の意味するところは、慎慮の動機から結婚を抑制し、しかも抑制している間、厳格に道徳的に行動するということである。そして、わたくしは意図的にこの意味から逸れたことはない。結婚の抑制をその結果と切り離して考えたいとおもったとき、わたくしはそれを慎慮の抑制 (prudential restrain) か、もしくは予防的制限の一部と呼んだ。それは確かに予防的制限の基本的な部分をなしている。」(下線は仲村)³⁷

ここでは道徳的抑制の意味するところを説明しているのであるが、整序的ではないので、他の箇所における叙述を斟酌しながらこれを少しばかり整理すれば、次のようになろう。マルサ

³⁶ J.A.Field, *Essays on Population and other Papers*. Compiled and edited by H.F.Hohman, University of Chicago Press, 1931, pp.25-27.

³⁷ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.18. 大淵ほか訳, 12ページ参照。なお、この脚注は第3版において付け加えられたものである。

スが敢えて注記するのは、「道徳的」という言葉は限定的に用いられていること、すなわち、道徳的抑制は慎慮の動機（「慎慮の抑制」とは区別されることを強調するためである。道徳的抑制は結婚を自制する——早婚を避ける——という点においては慎慮の抑制とは異ならないが、この慎慮の抑制は結果として必然的に悪徳を生みだすのにたいして、道徳的抑制のばあい、「厳格に道徳的な行動をとる」ことにより、悪徳を生みださないということである。さらにいえば、道徳的抑制は慎慮の抑制と同じ「動機」から生まれるものではあるが、分水嶺をなすのは、結果として悪徳を惹き起こすか否かという点である。いずれにしても、この道徳的抑制は悪徳を緩和するものとして定立されているのであり、このことはゴドウィンの批判を強く意識したものであるが、マルサスの抑制は、ゴドウィンにおける「徳」「分別」「自尊心」という理性の作用による抑制とは大きく異なる。

マルサスの慎慮はむしろアダム・スミスの「慎慮」の「人口原理」への適用であるとみることができよう³⁸。スミスは『道徳感情論』において随所で「慎慮」に論及しているが、最も括目されるのは、次の一節である。「中流および下流の、生活上の地位においては、徳への道（road to virtue）と富裕への道（road to fortune）

は……大抵のばあい、ほとんど同一である。すべての中流および下流の職業においては、真実で賢固な専門職の諸能力が、慎慮、正義、不動、節制の行動と結合すれば成功しそこなうことはまずない。」³⁹ これは、仁愛的な性向（benevolent affection）を最高の徳とし、「慎慮」——および、儉約、勤勉、配慮など——を下級の徳とみなすF.ハチスンにたいする批判としてのべられたものである。「中流および、下層階級」⁴⁰に視点を据えるスミスにあっては、「富裕への道」は「徳への道」と同一であり、矛盾しないのである。ここには、自愛心の発露を積極的に肯定するスミスの立脚点が表白されているといえよう。

『道徳感情論』における「慎慮」はかなり抽象的であるのにたいして、『国富論』において散見される「慎慮」は少しばかり具体的である。すなわち、分業の導入、資本の投下、自然の利用などの経済活動において「慎慮」が作用することをスミスは説いている。ただし、他方においてスミスは、「通常の慎慮の原理は、必ずしも常にすべての個人の行動を律するとはかぎらないが、あらゆる階級または階層の大多数の人びとの行動には、つねに影響を与える……」⁴¹とのべ、「慎慮」の作用は広範にわたることを強調している。

³⁸ 『人口論』第2版における次の一節を参照のこと。「その論著[『人口論』]の主要な論点をなす原理を諸著書から演繹したが、その著者たちはヒューム、ウォーレス、アダム・スミス、プライス博士だけであった。そして、わたくしの目的は、それを適用し、当時の一般の注意をかなり引いていた人間社会の完全性に関する思弁の正しさを調べてみることであった。」(Ibid., Vol. , p.1. 大淵ほか訳, iiiページ)

³⁹ A. Smith, *The Theory of moral Sentiments*, with an Introduction by E.G.West, Lierty Classics, 1976, p. 128. (以下, *The Theory of moral Sentiments*. と略す。)『道徳感情論』(上) 水田洋訳, 岩波文庫, 2003, 166ページ。(以下, 水田訳と略す。)訳は一部変えた(米林富男訳『道徳情操論』[上・下, 未来社, 1969]を参考にした。)ここで“sentiment”の訳語の違いについて詮索する余裕はない。

⁴⁰ スミスのいう「中流および、下層階級」は新興の第三階級であり、製造業者、輸出貿易業者、雑多な自由職業の階層(技師、弁護士、医者、学者、作家など)からなる(大河内一男「アダム・スミスにおける『人間』の問題」アダム・スミスの会/大河内一男編『アダム・スミスの味』東京大学出版会, 146-147ページ参照)。

⁴¹ アダム・スミス『国富論』2, 杉山忠平訳(水田洋監訳), 岩波文庫, 2000, 47ページ。

総じて、スミスにおける「慎慮」は、次の叙述のなかに集約されているといえよう。スミスはのべる。「徳は慎慮のなかに、すなわち、われわれ自身の究極の利益と幸福とを適切に追及することにある」⁴²と。こうして「慎慮」は諸個人の利害——「利益」や「幸福」——にかかわる利己的な資質（能力）である。もちろん、われわれは『道徳感情論』の冒頭においてのべられている周知の「同感（sympathy）の原理」⁴³を見落しはならない。敷衍するまでもなく、スミスにあっては、「富裕への道」という卑俗的で利己的な世界も「同感」という感情に支えられているのである（このことは、後にマルサスの救貧法への立脚点を吟味する際に改めて想起すべき点である）。

このようにみえてくると、マルサスの「人口原理」における慎慮は明らかにスミスの「慎慮」と重なりあうのであり、マルサスの道徳的抑制はそのような“慎慮の抑制”の一部として位置づけられるといえよう。このようにして導出された道徳的抑制について、マルサスは次のようにのべる。「この抑制[道徳的抑制]がもしも罪悪（evil）を生まないならば、これは明らかに人口原理から生じうる最小の害悪である。強力な自然的性向にたいする抑制と考えれば、ある程度の一時的な不幸を生みだすことは認められ

なければならない。しかし、それは人口にたいする他のいかなる制限から生ずる害悪と比べても明らかに些細であり、永久の満足のために一時的満足を犠牲にするという他の多くのばあいと同じ性質をもつにすぎないが、それは道徳的にふるまう人間の務めなのである。」⁴⁴

ところで、道徳的抑制の意味するところについては、概略上にみたとおりであるが、「厳格に道徳的な行動をとる」という点については、少しばかり補足する必要がある。ひとつは“純潔”の問題であり、もうひとつは出産抑制——いわゆる“産児制限（birth-control）”——の問題である。いずれも人口抑止にかかわる問題である。

このうち“純潔”の問題は、結論的にいえば、「厳格に道徳的な行動」を敷衍して導出されたものであり、道徳的抑制の中心的な論点をなすものである。マルサスによれば、「純潔という徳（virtue of chastity）」こそ悪徳と悲惨とを回避する「唯一の道徳的な手段である」⁴⁵。したがって、「純潔の法則（law of chastity）」を犯せば、必ず害悪を生みだす⁴⁶のであるから、「早く結婚しない習慣が一般的に広まり、純潔を汚すことが男女ともに等しく恥ずべきこととされるならば、親密で友情に満ちた両性間の交際が危険を伴わずに行われる」⁴⁷という。

⁴² *The Theory of moral Sentiments*. p.483. 水田訳（下）、311ページ。併せて、次の叙述をも参照のこと。「われわれ自身の私的な幸福と利害にたいする顧慮もまた、極めて称賛すべき行動原理であるようにみえる。節約、勤勉、分別、注意、思考の集中というような習慣は、利己的な動機にもとづいて培われるものと一般的に考えられ、……」（*Ibid.*, p.481.水田訳（下）、307ページ）

⁴³ *Ibid.*, pp.47-53. 水田訳（上）、23-35ページ。

⁴⁴ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.17. 大淵ほか訳、11ページ。なお、この部分は第2版においては、次のような叙述を含んでいるが、第3版以降においては削除されている。この抑制は一般的に害悪を生まないこと、特に「中流階層」および「上流階層」においては害悪を生まないこと、それが害悪を生むばあいにあっては、大変みえやすいということ。

⁴⁵ *Ibid.*, Vol. , p.97. 大淵ほか訳、542ページ。

⁴⁶ *Ibid.*, Vol. , p.17. 大淵ほか訳、11ページ。

⁴⁷ *Ibid.*, Vol. , p.98. 大淵ほか訳、543ページ。

マルサスにあっては、厳格な「道徳的行動」の核心をなすのはまさしく、「純潔という徳」にほかならないのである。そして、人間の情欲 (passion) は強く、また不変であるとして、ゴドウィンの可変説を批判するのであるが、そうであるとすれば、乱交のような、性的な悪徳を避けるためには純潔を保持するほかはない。このことは極めて単純な論理であり、ある意味において、トートロジーである。

マルサスはこのように、出生率の抑制と悪徳の回避を目的として、早婚の自制と純潔の保持とを未婚の男女に推奨する——より正確にいえば、「義務」であると高唱する⁴⁸——のであるが、他方において、既婚の男女 (夫婦) については、「希望どおり」子供の数を制限すること (出産の抑止) に反対する。マルサスはJ. グレハムの批判に応えるなかで、次のようにのべる。「人口を制限するための、人工的で不自然な方法は、いかなるものも不道徳であり、また勤勉にとって必要な刺激を除去する傾向があるという理由から特に非難したい⁴⁹ (下線は仲村) と。

この叙述において明らかなように、マルサスはいわゆる“産児制限”に反対の立場を表明しているのである。D.V. グラスはこの点を捉えて、マルサスの“産児制限”への反対を道徳的抑制の範疇に含めているが⁵⁰、俄かには首肯しがたい。確かに、文字通りに“道徳的”(または“不道徳的”)という言葉に拘るとすれば、マルサスにあっては“産児制限”は「不道徳」とされているのであるから、これを回避すること

は道徳的抑制にほかならないとすることも可能であろう。しかしながら、マルサスの道徳的抑制はあくまでも人口の自然的増加を抑止する要因として——さらには、救貧法批判の武器として——導入されたものであるという点が看過されてはならない。したがって、グラスの見解は成り立たないというべきであろう。

さらに留意すべきは、上の引用にみるように、人工的で不自然な産児制限は不道徳であるだけでなく、勤勉への刺激を「除去」する——「人類の怠惰」が「著しく増大する」——という主張である。マルサスにあっては、家族の扶養は勤勉への刺激となるのであるが、産児制限による扶養家族の数の抑制は、この刺激をなくする方向に作用するということであろう。いずれにしても、マルサスの力点は産児制限の倫理的側面 (不道徳性) にではなく、それが結果として労働者の「怠惰」を助長するという点に置かれているといえよう (かかる言説は黙示的ではあれ、労働者を鞭打ち、勤労へと駆りたてるものといえよう)。

ここでは“産児制限”の当否については措くとして、また、これを歴史の高みからみることも避けるとして、“産児制限”そのものは人口抑止の有力な方法であることは自明の事柄である。したがって、この点に指目すれば、“産児制限”反対は人口抑止の方向に背反することになる。このことはひとつのディレンマである。こうしたことから、F. ブレイスの批判を浴びることとなる。

⁴⁸ マルサスは情欲の強さとその不変性について論じた後に、道徳的抑制は「人口原理」から生ずる害悪を回避する「唯一の道徳的方法」であり、これを実行することがわれわれの「義務 (obligation)」であることを強調している (*Ibid.*, Vol. , p.94. 大淵ほか訳, 539ページ)。

⁴⁹ *Ibid.*, Vol. , p.235. 大淵ほか訳, 682ページ。

⁵⁰ D.V. Glass, “Malthus and the Limitation of Population Growth” in *Introduction to Malthus*, Edited by D.V. Glass, Watt & Co. 1953, pp.28-29.

プレイスはマルサスとゴドウィンの人口論を吟味し、マルサスの「人口原理」——前出のふたつの「公準」——を受容しながらも、“産児制限”を積極的に提唱する。プレイスはのべる。「とりわけ既婚者が健康を害することなく、また、女性の繊細な感情を傷つけることなく妊娠を避けるような予防的手段を利用することはいかがわしいことではないと、ひとたび理解されるならば直ちに、生存手段をこえて増加する人口にたいする十分な制限が加えられ、また、悪徳と悲惨が広範に社会から除去されることになるう。」⁵¹

産児調整をめぐるその後の展開を俟つまでもなく、マルサスの理論的破産がプレイスによってここに宣告されたに等しいのであるが、マルサスにとっては、道徳的抑制を含む人口制限の問題は固有の「社会改良」という政策的な文脈において独自の意義を有するのである。以下、この問題へと筆をすすめるとしよう。

（３）

「すでに所有されている世界に生まれいずる人は、正当に要求できる両親から生活資料を得ることができず、しかも社会が彼の労働を必要としないならば、食物のひとかけらさえも要求する権利（right）をもたない。したがって、彼は事実上、存在する権利をもたないのである。自然の盛大なる饗宴において彼のために用意される食器はない。自然はかれに立ち去るように命ずるのであり、彼が来客の憐れみの情をうるのでなければ、彼に直ちにこの命令を執行するであろう。もしも来客が立ち上がり、彼の席を設けるとすれば、直ちにほかの闖入者たちがあらわれ、同様の恩恵を要求するであろう。来るものすべてに食物の蓄えがあるという知らせにより、客間は無数の要求者たちによって満ちる。饗宴の秩序と調和は攪乱され、以前の豊富は希少に変わる。そして、来

客たちの幸福は破壊される、……。」⁵²

われわれは本稿冒頭において、マルサスが「人口原理」から演繹しながら、独特の貧困原因論および生存権否定論を簡潔に表白している一節を掲出したのであるが、ここに引いた一文は、生存権を否定するマルサスの立場（思想）をあからさまにのべたものである。いわゆる“自然の饗宴”についてのべたこの部分は、第2版において書き加えられるも不評を買い、その後の版において削除されるという曰くつきのものである。いずれにしても、マルサスにあっては、前者は生存権否定の論拠として「人口原理」を引き合いにだすのにたいして、後者は“自然の命令”——いわゆる自然の法則——に依っている。だが、この両者は表裏一体の関係に立つものであり、マルサスの貧困観（貧困原因論）と「社会改良」の方向性が、ここに、ほぼ語りつくされているとさえいえることができよう。

ところで、このふたつのうち後者は、マルサスの言によれば、イギリスの「下流階級」や「中流階級」のあいだに大きな「害毒」を流している、T. ペインの『人間の権利』を批判するなかで叙述されたものである。マルサスは次のようにペインを批判する⁵³。ペインは今日の“騒乱”の真の原因は「幸福の欠如」にありとし、それを「政府の責任に帰する」という誤りに陥っている。そして、税収入を貧困階級に配分すべしとする主張についても、このことの「害悪は百倍も悪化する」であろう、と論難する。さらに、ペインは「人間の権利」について

⁵¹ F. Place, *Illustrations and Proofs of the Principle of Population*, 1930, Reprinted by AM.Kelly, 1967, p.165..

⁵² *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.127.

⁵³ *Ibid.*, Vol. , pp.126-127. 大淵ほか訳, 574-576ページ。

云々するが、それが「何であるか」を説明することはわたしの任務ではない。しかしながら、人間がもっていると考えられてはいるが、実際にはもっていないし、もつこともできないとわたくしが確信しているひとつ権利がある。それは「自らの労働によって公正に購入するのではない食糧」にたいする権利 (right to subsistence) である。

ここでいわれている「権利」は明らかに生存権の謂であるが、管見によれば、ペインは必ずしも正面から生存権の問題を論じてはいない。マルサスは自らの問題関心にひきつけて的を据え、それに矢を放っているのである。むしろマルサスは、ペイン批判に続いて批判の対象に挙げているレイナル神父の生存権思想⁵⁴を俎上に載せるべきであったというべきである。いずれにしても、ペインのいう「人間の権利」は「生存しているとの理由で人間に属する権利」という「自然権」を基底に据えた諸権利のことであり、フランス革命の成果としての「人および市民の権利宣言」(1789)の基調に沿ったものである。しかしながら、これらの権利は「知的権利」や「精神的権利」および自らの「慰め」と「幸福」とを追求する諸個人の権利のことであって、人間の生存そのものに直截にかかわる権利ではない⁵⁵。H.T. ディキンソンが指摘するように、「ほぼすべての急進派は政治改革だけが貧民の運命を必ず改善するだろうと考えていた⁵⁶とすれば、ペインもその例外ではなかったとい

うことになる。しかしながら、ゴドウィンの所論はその例外のなかに含めることができる。

ゴドウィンは「人間の権利」に論及するなかで、「あらゆる人は、それを自分だけ所有すると、他人がそれを占有したときに生じるよりもより大きな利益もしくは快樂の総額をもたらすであろうものにたいして、権利をもっている⁵⁷」とのべている。この見解は明らかに功利主義に立脚しているのであるが、ゴドウィンはこの権利を正義にたいする権利であるとして、さらに続けて次のようにのべる。「人間は共通の性質を共にもっているのであって、ひとりの人の利益もしくは快樂に貢献するものは、別の人の利益もしくは快樂にも貢献するであろう。そこで、公正不偏な正義の原理からして、この世界の財産は共同の蓄積物であり、そこから欲しいものを引き出すについては、ひとりひとりが同じ正当な資格をもつ、ということになる。……わたくしは生存手段にたいして権利をもち、かれも平等の権利をもっている。わたくしは、わたくし自身や他人を害することなしにできるすべての快樂にたいして権利をもち、かれの権利も、この点においては、同様の大きさである。」⁵⁸ (下線は仲村)

ここには私有財産制度を否定するゴドウィンの、分配における平等の問題が平易にのべられている。ゴドウィンにあっては、生存手段にたいする平等の権利こそ、「人間の権利」の核心をなすものである。これは、労働の搾取にも指

⁵⁴ マルサスの引用によれば、トイナル神父は、「社会のあらゆる法律に先立って、人間は食べる権利、すなわち、生きる権利をもっていた」(仲村訳)とのべている。

⁵⁵ 西川正身訳『人間の権利』岩波文庫、1957、67-71ページ。

⁵⁶ H.T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideogy in Eighteenth-Century Britain*, Weidenfeld and Nicolson, 1977. P.246. 田中秀夫監訳/中澤信彦ほか訳『自由と所有』ナカニシヤ出版、2006、252ページ。

⁵⁷ *Political Justice*, p.423. 白井訳、30-31ページ。

⁵⁸ *Ibid.*, p.423. 白井訳、31ページ。

目するゴドウィンらしい権利把握であり、市民的権利に力点を置くペインの所説との違いは明らかである。

いずれにしても、マルサスが特別にペイン批判を試みるのは、当時、ペインの『人間の権利』の影響が極めて大きかったからである。ゴドウィンの思想を信奉する人びとが集うロンドン通信協会が弾圧により解散を余儀なくされた後であっても、ゴドウィンに影響を与えたペインの思想は大衆の間に流布していた（因みに、ゴドウィンの『政治的正義』は高価であったのにたいして、ペインの『人間の権利』は廉価本も発行され、大衆の間に大量に普及した。）すでに『人口論』初版においてゴドウィンの思想を徹底的に批判したマルサスが、ペインの思想を「無知な人びと」から遮る必要を痛感するの何ら不思議ではない。

このようにのべてきて、われわれは、マルサスが匿名で『人口論』初版を刊行し、ゴドウィンの『政治的正義』——これは詩人ワーズワースら知識人に熱狂的に迎えられた（間もなく冷めるのだが）——における平等主義にたいする厳しい批判を展開した経緯（本稿〔3〕本誌74号所収、参照）を想起せざるをえない。そして、われわれはここに、初版におけるゴドウィン批判の意図するところとペイン批判のそれとの類縁性をみることができよう。

マルサスはこうした文脈において改めて、救貧法批判のプロローグとして、“理論的に”ペインの人権論を批判するのであるが、その動機の背後にある当時の社会情勢についても改めて刮目する必要がある。当時の社会情勢にたいす

るマルサスの危機意識は極めて鮮烈であり、マルサスは次のようにのべている。「自由の友として、また当然に常備軍の敵として、わたくしははなはだ不本意ながら、最近の飢餓の間に人びとの困窮が、多くの上流階級の極端な無知と愚行に刺激されて、彼らをもっとも恐ろしい蛮行に走らせ、そしてついにはこの国を飢餓のあらゆる恐怖のなかに巻き込むであろうと認めざるをえない。こうした時期が再発するとすれば（……）、われわれの眼前に開ける見通しは極めて憂鬱なものである。……もしも政治的不満が飢餓の叫びと混合し、食物の不足を騒ぎ立てる暴徒が引き金となって革命が勃発することになったとすれば、その帰結は絶えまない変化と絶え間ない殺戮であり、その血なまぐさい進展を阻止しうるものは、ある完全な専制政治の確立以外にはないであろう。」⁵⁹

みられるとおり、マルサスは「最近の飢餓」を背景とする「暴動」や「革命」への恐怖を率直に吐露している。実際のところ、イギリスにおいては凶作による食糧価格の高騰、さらには、ゴドウィンも指目する、土地の横奪による農民の貧困などを背景として、18世紀末に食糧暴動が頻発している。こうした社会情勢は支配層においてはいうまでもなく、E.パークやマルサスらの保守派の思想家にとっては、フランス革命の“悪夢”を想起せさせるものであった。パークとマルサスは共通して、現下の食糧不足にもなう貧困や苦難にたいする強い関心をよせるのも⁶⁰、このような社会情勢を背景としていたのである。

こうして、マルサスは危機意識から、筆峰鋭

⁵⁹ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , pp. 123-124. 大淵ほか訳, 573-574ページ。

⁶⁰ D. Winch, *Riches and Poverty: An intellectual History of political Economy in Britain, 1750-1843*. Cambridge University Press, 1966, p.223.

くペイン批判を展開するのである。その矛先は本来の生存権ではないことは先にふれたところであるが、ともあれ、「人間の権利」の視点から大衆の「不幸」を政府の責任に帰するペインの言説は、現下の統治制度の危機を鑑みるとき、決して容認できるものではないのである。そもそも「欠乏」と「不幸」を除去することは、マルサスにあっては、「政府の力にはまったく余る」のである。そこで、マルサスがペイン（およびレイナル神父）を論駁する論拠として提示するのは、「自然法則」としての「人口原理」である。マルサスは次のようにのべる。「……自然法によって、何人も自らの労働をもってそれを購入するのでなければ、社会にたいして食糧をもとめる権利（right on society for subsistence）を請求できない……」⁶¹ こうした議論の展開は明らかに、救貧法批判の伏線なのであるが、このことを最もあからさまに表白しているのが、先に掲出した“自然の饗宴”についての叙述である。われわれは以下、マルサスのこうした見地にたいするゴドウィンの批判にふれながら、マルサス人口論の一面面を剔抉したい。

ゴドウィンはこの“自然の饗宴”の一節を引きこれを辛辣に——このことはマルサスの感情を大いに刺激することとなるのだが——批判している。ゴドウィンはこのアレゴリーは「最も恐ろしい一文」であるとする所感を表明しつつ、次のような論評を加えている。「人びとはこの世界に、すなわち、土地が耕作されている国ぐに生まれてくる。そこには、各人は自らが消費する以上の食糧を生産するという生来の能力

(natural faculty) がある。これは人間の制度の有害な排除によるのでなければ抑えることのできない能力である。」⁶²

この叙述そのものは、マルサスの“自然の饗宴”を直截に批判するものではないが、ゴドウィンは先ずもって、自らの立場——進歩史観と私有財産制批判——を改めてここに簡潔に表示することによって、この“自然の饗宴”の叙述に内在しているマルサスの思想への批判を試みたものといえよう。いずれにしても、前者は人間存在における人間・自然関係（縦軸）の問題であり、後者は人間の社会的関係（横軸）の問題にほかならない。いずれもマルサスの立場の核心にふれる立論である。そしてまた、ゴドウィンとマルサスとが真っ向から対立する論点であることはいうまでもないことである。

まず、前者についてみると、これは明らかに、人口問題を人口と食糧（生存手段）との増加率の乖離（等比数列および等差級数の違い）のなかにみいだそうとするマルサスへの批判としてのべられたものである。ゴドウィンの基本的見地をわれわれ流に翻訳すれば、人口はただ単に食糧を消費する“口”をもつ人間の集合ではなく、土地を耕し、ものを加工する“手”をもつ人間の集合にほかならないのである。したがって、人間は自らの主体的な「生来の能力」を発展させながら歴史を形成するのであり、人口問題もこうした文脈において捉えられなければならないのである。

ゴドウィンは理性と進歩を信奉する啓蒙思想家にふさわしく、次のようにのべる。「人間は

⁶¹ *Ibid.*, Vol. , p.128. 仲村訳。(大淵ほか訳 [576ページ] における訳語「生存権」は受容しがたい。)

⁶² W. Godwin, *Of Population: An Enquiry concerning the Power of Increase in the Numbers of Mankind, Being an Answer to Mr. Malthus's Essay on that Subject*, 1820. Reprinted by A.M.Kelly, 1964, p. 554. (以下、*Of Population*. と略す。)

辛抱強く熟慮して勤労に励むことのできる唯一の動物である。その結果、われわれの地球上の土地は広く耕され、水は灌漑される。人間は科学と発明を受容し、また、自らの思想を書物に記録して永久に残すことのできる動物である。人間は自らのなかに感情や徳の種をもち、広い愛情や愛国主義、博愛主義の原理をもっている。人類は、漸進的に実現する機械的生産や科学の改善をとおして、代々改良を重ねることができる……」⁶³ こうしてゴドウィンにあっては、人間（人類）は「たえざる進歩」（「改良」[improvement]）を遂げることができるのであるが、一方マルサスは、すでにみてきたように、理性に全幅の信頼を寄せてはいない。そしてまた、「偉大な知識の力」による人間の完全可能性と平等社会——ひとつのユートピアにすぎないとしても——を展望するゴドウィンの見地に反対するかぎり、楽観的な進歩史観を到底受容することはできない。マルサスの“進歩思想”はむしろ進化（evolution）に親和的であり、優生思想に連なる芽を含んでいるという点において特徴的である。

マルサスの思想がチャールズ・ダーウィンの進化論のひとつの源泉であることは、しばしば指摘されるところであるが、S.M. レヴィンの指摘するところによれば、さらには、“優生学の父”と呼ばれるF.ゴルトンの優生思想もまた同様である⁶⁴。レヴィンはマルサスの叙述において散見される文言から引証しているのであるが、それらはいずれも特殊な有機体（生物）としての人間にかかわるものである。だが、こ

れは事柄の一面であり、レヴィンが見落としているもうひとつの問題がある。

マルサスは、人間は生まれながらに生存権をもつとする主張を論駁するなかで、次のように述べている。「人は社会の法律に先立って、生まれながらに生存権（right to live）をもつというべきであらう。それは主に力（power）の問題であって、権利の問題ではない。社会の法律は、それがなかったばあいよりもはるかに多くの人数を生存させることによって、この力を著しく増大させ、またその点までは生存権を著しく拡大させている。しかし、社会の法律の制定以前においても以後においても、無限の人数は存在しえなかったし、また、その以前も以後もその力を喪失した人は権利をも喪失したのである。」⁶⁵

われわれは類似の叙述を先に引用したのであるが、ここにいう“力”については少しばかり吟味が必要である。この“力”の含意は必ずしも明らかではないが、これに次ぐパラグラフにおいて、「……何人も自らの労働をもって生存権（right for subsistence）を勝ち取るのだから、この権利を社会にたいして要求できない……」⁶⁶ とのべられていることから推して、実際に労働している人びとのもつ“力”，すなわち社会において現実に機能している労働力（さらには、兵力）を意味しているとみることができよう。マルサスはこうした“力”をもつ者ともたない者とを峻別し、前者は“生存権”をもつが、後者はこれをもたないとするのである。

因みに、ここにいう“力”をもたない人びと

⁶³ *Ibid.*, p.612.

⁶⁴ S.M. Levin, “Malthus and the Idea of Progress.” *Journal of History of Ideas*, vol.27, 1966, pp.101-103.

⁶⁵ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p. 128. 大淵ほか訳, 575 576ページ。
“power”は「能力」と訳されているが、「力」に改めた。

⁶⁶ *Ibid.*, Vol. , p. 128. 大淵ほか訳, 576ページ。

は、ゴドウィンが、貧者は援助を受ける権利をもたないとするマルサスの持論——救貧法に反対する論拠にほかならないのであるが——を批判するなかで、典型的に列挙している人びとの範疇とほとんど同じとみなして差支えないであろう。その貧者とはゴドウィンによれば、生活の必需品を獲得できない幼児や子ども、幼児と同様に体力の弱い老人、病人、身体障害者、何らかの疾患をもちながら労働している人びと、働く能力と意志とをもってはいるが、悪しき社会構造などのため、仕事を得ることができない人びとである⁶⁷。ゴドウィンは古い格言——“働かざる者食うべからず”——を持ちだし、マルサスの言説はこれとはまったく異なるとして、このような貧者の生存権を認めないのかと、皮肉を込めてマルサスに迫っているのである。

このようにマルサスは、貧者の生存権を否定するにとどまらず、敢えて“力”を有する者の“生存権”を措定する。そして、先の引用文にみるように、一国における“力”の増大による“生存権”の拡大を説く。マルサスが別の箇所(第3版「付録」)において論じている「有効人口(effective population)」ないし「有能人口(efficient population)⁶⁸もこうした文脈に位置づけられよう。

この「有効人口」(または有能人口)は、マルサスの「人口原理」は“産めよ、殖えよ、地

に満ちよ”という創造主のいう「命令」に反するのではないかという批判に応じて導出されたものである。その概念は必ずしも明確ではないが、次のような一文がみいだされる。「一国がその資源を増大し、その領土を防衛するための力は主にその有能人口、すなわち、農業、商業、または戦争に有効に雇用される年齢の人口部分に依存しなければならない⁶⁹」と。ここに至り、前述の“力”は農業や商業を担う労働力(労働力人口)または戦争における兵力であることがわかる(因みに、ここには製造業(工業)が挙げられていないことを見落としてはならない。この問題は、マルサスのいわゆる“農工併存主義”⁷⁰にかかわると思われるが、ここで検討する余裕はない)。また、マルサスは、国力の内実をなす「戦闘能力」や「労働能力」を挙げている⁷¹。

こうしてマルサスは、人口の大きさが国力を表すという通説への批判的立場から一転して、労働力や兵力としての人口の大きさ(またはその比率の大きさ)の意義を積極的に唱えるのである。そして、次のように弁明する。「偉大で有能な人口が望ましいとする点において、最も熱烈な増加論者と異なるものではない。国の力を測るのは領土の広さではなく、人口の大きさであるという古い作家たちの主張をわたくしは完全に認めるものである⁷²」と。マルサスはさらに続けて、自分と彼らの違いは、「活発で

⁶⁷ *Of Population*, p. 542.

⁶⁸ 大淵ほか訳にあつては、“effective population”と“efficient population”はいずれも「有効人口」と訳されているが、両者は明らかに異なる概念である。

⁶⁹ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p. 207. 大淵ほか訳, 657ページ。

⁷⁰ “農工併存主義”については、さしあたり次の論稿を参照のこと。羽島卓也「マルサスの農工併存主義」『経済学論集』(熊本学園大学), 第4巻第3・4合併号, 1998.3.

⁷¹ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p. 207. 大淵ほか訳, 658ページ。

⁷² *Ibid.*, Vol. , p. 206. 大淵ほか訳, 657ページ

有能な人口」を獲得する仕方にあるとのべる。このことの含意は不詳であるが、これに関連する叙述として、次の一文に指目すべきである。マルサスは次のようにのべている。「わたくしは、地球が〔人口によって〕満たされるべきというのが創造主の意図であると信じるのであるが、しかし、それはもちろん、健康で有徳な、しかも幸福な人口によって満たされるべきなのであって、不健康で不徳で不幸な人口で満たされるべきではないのである。」⁷³

マルサスはここで二つの種類の人口を峻別しているのであるが、さらに別の箇所において、困窮している「下層階級」は「政治的あるいは道徳の見地」から、望ましくない「余分の人口（an additional population）」であるとさえ断じている⁷⁴。このような見解は、マルサスの人間観、社会観の一面を問わず語りに表白しているといえるが、マルサスはさらに踏みこんで、次のようにのべる。「わたくしは人口にたいする敵であると推断するのは、わたくしの議論を完全に誤解するものである。わたくしはただ、悪徳と悲惨にたいする敵であるにすぎず、したがって、これらの害悪をうみだす、人口と食糧の不都合な比率にたいする敵であるにすぎない。しかし、この不都合な比率は一国が抱えこむことのできる絶対的人口（absolute population）の量とは必然的な関係をもつものではない。」⁷⁵（下線は仲村）

みられるとおり、マルサスがここで人口と生存手段の増殖率の乖離に関する前述の命題を修正している。ある意味において、この命題は破

綻したともいるが、ここでとりわけ刮目されるのは、その論拠として持ちだしているのは、前述の二種類の人口のうち「不健康で不徳で不幸な人口」——「活発で有能な人口」あるいは「健康で有徳な、しかも幸福な人口」とは峻別される——の存在である。ここではこれ以上の展開はないので、マルサスに成り代わりこれを少しばかり敷衍するとすれば次のようになる。人口と生存手段の増殖率の乖離が生じるのは、悪徳と悲惨とを生みだす人口、すなわち、「不健康で不徳で不幸な人口」という「余分な人口」が含まれるからである、と。だが、このばあい、人口は等比数列において増大するという命題との整合性が問われることになる。さらにいえば、前述の、“力”をもつ人びと（「有能人口」）の増大を肯定的に捉える立場との整合性もまた問われることになる。いずれにしても、マルサスの「人口原理」が孕む矛盾撞着の一面がここにみいだされるだけでなく、マルサスに固有の優生思想が一本の赤い糸として貫いているのである。

（４）

以上みてきたように、マルサスは確信をもって貧者の生存権を否定するのであるが、ここに留まるのではなくさらに歩をすすめて、貧者の被扶養権（right to support）をも否定する⁷⁶。マルサスによれば、生存権のばあいとまったく同様に、自然の法則により、貧者は被扶養権をもたないのである。すなわち、人口と食糧の増

⁷³ *Ibid.*, Vol. , p. 206. 大淵ほか訳, 656-657ページ。

⁷⁴ *Ibid.*, Vol. , pp. 208-209. 大淵ほか訳, 658-659ページ。

⁷⁵ *Ibid.*, Vol. , p. 205. 大淵ほか訳, 656ページ。

⁷⁶ *Ibid.*, Vol. , pp. 212-218. 大淵ほか訳, 661-667ページ。

加率の乖離があるかぎり、この被扶養権はありえないのである。しかも、貧者の貧困なるものは「完全に彼ら自身の無知または軽率から生じたもの」にほかならないのである。

マルサスはこうした見地から、ひとつの結論として、次のようにのべる。「もしもわたくしが神の法則である自然の法則によって被扶養権をもたないと確信するならば、わたくしはまず最初に、勤勉と節約の生活を送る義務をますます強く感ずるであろう。しかしそれにもかかわらず、困窮がわたくしを襲うならば、私はそれを病気と考え、わたくしの現在の生活に起こりがちな弊害であり、もしもそれを避けることができないとするならば、毅然として忍従するのがわたくしの義務であると考えよう。わたくしは過去の経験から、自分の怠慢と浪費によって困窮に陥ったのではないということが慈善家の援助をうける最善の資格だということを知るべきである。わたくしの受けた援助は、上流階級にたいするわたくしの感情に最善の影響を与えるであろう。例えその援助がいつもわたくしが慣れ親しんできたものに比べて著しく劣っていたとしても、それはやはり損害ではなく恩恵であり、わたくしが被扶養権をもたないということを知っていれば、他のすべての考慮を圧倒する絶対的飢餓の恐怖以外に、抵抗の罪を軽減しうるものはないであろう。」⁷⁷（下線は仲村）われわれはこれを一読して直ちに、ここに引いた一文は冒頭に掲出した一節と重なり合うことをみいだすであろう。これはある意味において“お説教”の色合いを帯びているのであるが、冒頭の一節と同様に、マルサスの貧困原因論と問題解決の方向性とがここに凝縮して開陳され

ているといえることができる。

こうしたマルサスの立論にたいして、ゴドウィンは厳しい批判を浴びせている。ゴドウィンは特別に俎上にのせるのは、上述の、貧者は生存権をもたないというくだりと、富者は「自分のものを自由に処分することができる」⁷⁸というくだりである。ゴドウィンは、別々の箇所にあるこのふたつのくだり——後者は「自発的な慈善」に関連してのべられたものであるが——を一体のものとして捉えているのである。つまり、このふたつのものは、富者と貧者との間の分配にかかわる問題を含んでいるのであり、その故に、ゴドウィンは前述の“自然の饗宴”についてのマルサスの叙述に括目するのである。ひとつのアレゴリーとして叙述されている“自然の饗宴”に生存権をもたない貧民が闖入するとしても、空いた席はないのであり、敢えて席をもうければ、その分だけ富者たちの食糧は減るのである。そして、闖入者の数が増えれば、まさしく富者の「以前の豊富は希少に変わる」のである。

これを要するに、ここでは分配が問題なのである。救貧法による貧者の社会的扶助についていえば、救貧税の負担と配分が問題なのであり、慈善についても同様である。いずれにしても、抽象的に捉えられた生存権の問題は実のところ、貧者との相対的な関係において、富者自身の問題でもあるということの意味しているのである。こうしてマルサスは、ゴドウィンが人民からの横奪を告発するのは対照的に、富裕層の浪費を弁護する。

これにたいしてゴドウィンは、次のように批判する。マルサスのように、もしも富者が貧者

⁷⁷ *Ibid.*, Vol. , p. 216. 大淵ほか訳, 665ページ。

⁷⁸ *Ibid.*, Vol. , p. 160. 大淵ほか訳, 607ページ。

の救済に乗り出せば、何らかの害を生み出すというのであれば、所得の剰余をどのように処理すればよいのであろうかという疑問が生じる、と。一方、マルサス自身は「人口問題について広くいきわたっている偏見のなかで、富者の間に浪費があるか、国内に未耕地が残っているかぎり、食糧の不足に苦情をもたらすのは根拠薄弱であり、少なくとも貧者にたいする困窮の圧力は、社会の上流階級の悪行と土地管理の拙劣さに帰せられるべきだと考えられている。しかしながら、これらふたつの実質的な結果は現実的人口の限界を狭めるにすぎず、社会の貧困層にたいするいわゆる困窮の平均的圧力には、ほとんどあるいはまったく影響を与えない」⁷⁹ とのべているのである。結局のところ、この問題にかんするマルサスの見解は確固としたものであって、ゴドウィンが皮肉を込めて次のようにのべることになる。「彼は、悪徳と悲惨が人口の過剰をおさえる¹¹の方法を数え上げるとき、彼は自らの主義を裏切ることなく、彼のカタログのなかには富者や高貴な人の浪費を含めることはしない。このことは極めて注目に値する。」⁸⁰ と。

ゴドウィンはこうした点を捉えながら、救貧法の漸進的な廃止を主張するマルサスを批判するのであるが、このばあい、ゴドウィンは救貧法の起源にまで立ち返る。そして、自らはイギリスの救貧法を批判する立場にはないし、また、これを擁護する立場にはないことを表明する。ただし、マルサスが掲げる、貧者は生存権をもたないとする「原理」はこれを否定する。そし

て、「わたくしは見捨てられた、寄る辺のない人びとが国家の干渉なしに十分に保護される国の市民でありたい。しかし、少なくともイギリスにあっては、われわれはこのようには成熟していない」⁸¹ と結んでいる。ゴドウィンは救貧法の具体的な内容に立ち入ることは避けて、その基底をなしている理念に拘り、生存権の擁護を高唱するのである（この生存権擁護の思想は彼の正義論の核心をなすといえよう）。そして、ここには無政府主義者としてのゴドウィンの顔が現れており、国家の干渉を忌避しているのであるが、何らかの具体的な提案がなされているわけではない。

ゴドウィンはまた、マルサスの次のような叙述に括弧する⁸²。マルサスは次のようにのべている。「自然がわれわれに代わって支配し処罰しようとするとき、自然の手から鞭を取り上げ、処刑者の汚名を自ら着ようとするのは、まことにみじめな功名心である。したがって、彼〔家族を扶養しうる見込みなしに結婚しようとする人〕は自然の処罰、すなわち困窮という処罰に委ねておけばよい。彼は最も明瞭かつ正確な警告を無視して過ちを犯したのであり、したがって彼が自分の過ちの結果に気づくときも、自分以外の何人にたいしても不平という理由をもちえない。彼にはすべての教区扶助が拒絶されるべきであり、彼は私的慈善の不確かな援助に任されるべきである。彼は、神の法則である自然の法則の再三にわたる訓戒に背いたために、この法則が彼とその家族を苦難に陥れたこと、彼の

⁷⁹ *Ibid.*, Vol. , p. 441. 大淵ほか訳, 523ページ。マルサスは他方において、「国民の富と国民の幸福の双方にかんして最も有利であると思われるものは、人民の大部分に奢侈が普及することによるのであって、少数の人びとにおける過度の奢侈ではない」(*Ibid.*, Vol. , p. 193. 大淵ほか訳, 643ページ) とのべている。

⁸⁰ *Of Population*, p. 566.

⁸¹ *Ibid.*, p. 560.

⁸² *Ibid.*, p. 562.

労働が正当に購入するもの以上には、僅かなりとも食物を社会に請求する権利をもたないこと、もし彼とその家族が彼の無分別な当然の結果に気づかずにすんだならば、それはある親切な慈善家の憐みのお蔭であり、したがって彼はその慈善家に最も深い感謝の念を捧げるべきであることを教えられなければならない。」⁸³（下線は仲村）と。

ゴドウィンはその一部を省略しながら、この一節を引用している。そして、特に括目しているのは、下線部分である。マルサスにあっては、自然は人間を処罰するのであるが、ゴドウィンによれば、本来の自然は、マルサスの“冷酷な自然”とは異なり、「われわれのなかに密かに監視装置をしのばせて、礼節や義務の道からはずれると、穏やかで優しいが、はっきりした声で忠告し、自分を思いだすよう命ずる」⁸⁴のである。

以上われわれは、マルサスにおける道徳的抑制と生存権をめぐる問題を中心に吟味してきたのであるが、マルサスのいう「社会改良」をこれまでの展開と照らし合わせてみると、その「社会改良」なるものはひとつの錯誤にほかならないと結論せざるをいえない。

先ずもって指摘すべきは、生存権および被扶養権の否定は、いわゆる“社会的排除”に連なるのであり、前述のように、ひとつの優生思想——“社会ダーウィニズム”⁸⁵とも異なる——というべきであろう（ここでは優生思想そのも

のについて敷衍する余裕はない。本稿第 章 [目次案参照]においてふれることになる)。このことは「社会改良」に背反するのではない。もちろん、マルサスにあっては、利己心にもとづき、自己責任において怠惰と無知とを克服するよう努め、道徳的抑制によって自制することは諸個人の幸福につながるものであり、その集合として社会の「改良」がすすむのである。こうした見解は、悪徳や悲惨、さらには貧困をもすべて個人の責任に帰するマルサスの見地と符合するといえよう。

しかしながら、こうした考え方は、E.J. ホブズボームの表現を借りれば、「非常に個人的で、しかも気まぐれな一団の決定要因を、社会的な現象」とみなしている⁸⁶のであって、諸個人の努力や慎慮がそのまま「社会改良」に繋がるものではない。道徳的抑制にしても、その実効性についてはマルサス自身も確信しておらず、これはむしろ、ひとつの“お説教”というべきものであり、勤勉と節約を促すための“貧者を打つムチ”とみなされるものである⁸⁷。したがって、これはおよそ社会改革の要因に値するものではないといわなければならない。ゴドウィンが展望する社会——それはひとつのユートピアにほかならないのであるが——にあっては、ある個人が子供を扶養できないばあい、近隣の人びとが扶養するというように、“相互扶助の精神”が培われるとされるのであるが、マルサスは、人間の生存はあくまでも、利己心と自己責

⁸³ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.140. 大淵ほか訳, 587-588ページ。

⁸⁴ *Of Population*, p. 566.

⁸⁵ この問題については本稿第 章（目次案参照）においてふれる予定であるが、さしあたり、次の論稿を参照のこと。小泉丹「マルサスとダーウニズム及び社会ダーウニズム」『百年記念 マルサス研究』（小樽高等商業学校研究室編）、清水書店、1934、所収。

⁸⁶ E.J. Hobsbawm, *The Age of Revolution: Europe 1789-1848*, 1962, Reprinted by ABACUS, 1978, p.344. 安川悦子・水田洋訳『市民革命と産業革命』岩波書店、1968、472ページ。

⁸⁷ K. Smith, *The Malthusian Controversy*, Routledge & Kegan Paul, 1951, pp.42-43.

任にもとづくと言くのである。

また、マルサスは終始一貫して、「人口原理」は「神の法」＝「自然の法」によって律せられるとし、『人口論要綱』（1820）においても、「われわれが、人口の自然的増加にたいする強力な制限の必然性についてその原因とされなければならないのは、自然の法則であって、人間の行為や制度ではない」と断じている（ただし、大きな「責任」が人間と社会の側に残っているという）⁸⁸。そうであるとするならば、人智の及ばない神の法則（自然の法則）に逆らって、人間の主体的な営為としての「改良」は果たして可能であるのか否かという問いが、マルサスにたいして発せられることになる。また、ゴドウィンのように人間の理性に全幅の信頼をおくのではなく、諸個人の営為についてあれこれ詮索しながらも、現存の社会制度（私有財産制度）の改革ないし変革を視野の外において「社会改良」の実現を云々することの当否が問われることになる。

ここで留意すべきは、この問題はマルサスのいう積極的制限にもかかわるということである。マルサスは、上にのべてきたように、予防的制限に力点をおき、積極的制限については僅かに言及しているにすぎない。マルサスが列挙している、不健全な職業、過酷な労働、極度の貧困、戦争、飢饉などはいずれも社会制度に起因する現象であり、これにふれるとすれば当然に、社会制度のあり方を問うこととなるのであるが、マルサスはこのことを回避しているのである。この点についてもゴドウィンとマルサスの視点

の相違を指摘せざるをえないが、いずれにしても、こうしたやり方は、マルサスのいう、人口の「自然的増加」にかかわる死亡率の問題を軽視することになる。人口の自然動態は出生率と死亡率というふたつの要因に規定されるのであるが、G.T.グリフィスも指摘するように⁸⁹、マルサスは主要には前者にかかわる結婚と出生に指目して、より重要な死亡率という要因を欠落させることによって、マルサスの「人口原理」は、上述の諸問題とは別に、ひとつの大きな瑕疵をもつこととなったのである。

ゴドウィンのばあい、人間は絶えることなく「進歩」することができるという点に人間の「自然」（本質）があるのであり、そうした「自然」の主体的な活動——諸個人の自由な能動的活動——によって社会の進歩もまた促進されるのである。諸個人と社会とは相携えて「進歩」するのであり、かくして、先にみてきたように、人間の完全性（human perfectibility）が展望されるのである。

こうしてみると、J. ボナーの次のような叙述は正鵠を射ているといえよう。ボナーはのべる。「[マルサスの]『人口論』はある意味において、ゴドウィンに始まりゴドウィンにおわる。何となれば、それは、人間の完全性の問題にはじまり、人間の完全性の問題で終わるからである。ゴドウィンとマルサスの関係は、舞台上で演じられる物語のようである。」⁹⁰ この一文についての注釈はもはや不要であろう。

ゴドウィン＝マルサス論争を締めくくるにあたり、ひとつだけ、論争の在り方の問題につい

⁸⁸ T.R. Malthus, *A summary View of the Principle of Population*, 1820. In *Introduction to Malthus*, Edited by D.V. Glass, Watts & Co., 1953, p.151. 小林時三郎訳『マルサス人口論要綱』未来社, 1959, 44ページ。訳は一部変えた。

⁸⁹ G.T. Griffith, *Population Problems of the Age of Malthus*, 2nd Edition, 1969, P.260.

⁹⁰ J. Bonar, *Malthus and His Work*, op.cit., p.355. 前掲訳, 487ページ。訳は大幅に変えた。

て付言しておきたい。マルサスは、われわれがこれまで引照してきた、ゴドウィンの『人口について』におけるマルサス批判にたいして応えていないという問題である。マルサスは、第6版に付けられた「注1825」において、「……ゴドウィン氏の反論が現れた。しかしその性格は……あらゆる公平有能な真理探究者が、答弁の必要はないと考える点において、必ずやわたくしに同意するであろう……」⁹¹とのべている。多くの論者はこの叙述を根拠にして、ゴドウィンのマルサス批判を等閑視してきたとって差し支えない。

ゴドウィンのマルサス批判は、大別して人口の自然的増加に関するもの、およびマルサスの思想——道徳的抑制、生存権などをめぐる思想——にかかわるものである。このうち前者は明らかに、マルサスの数学的叙述に囚われたものであり、その破綻は必然的であったのである。人口学の関心は主にこの部分に集まり、後者はほとんど無視されたのである。

ところが、実のところマルサスは上の「付録」の発表以前に匿名で（第三者であるかのように装って）、ゴドウィンの『人口について』の書評⁹²を『エディンバラ・レビュー』（1981年6月号）に寄せ、ゴドウィン批判を展開しているのである。ゴドウィンの『政治的正義』を厳しく論難して匿名で『人口論』初版を刊行したマルサスは、いま再び匿名で、ゴドウィンの『人口について』への反論を試みているのである。

この「匿名」問題をどのように解するかという問題はさしあたり措くとして（『人口論』初版の匿名問題については、本稿〔3〕（第74号所収）においてふれておいた）、マルサスがこの書評において反論しているのは、専ら前者の部分であり（僅かに人口制限の問題に言及している）、本稿においてわれわれが引照してきた部分（第6編）にはふれていない。ここでその理由について軽々に推察することは避けるとして、ひとつ指摘しておくべきは、ゴドウィンの『人口について』第6編は、われわれが上にみてきたように、マルサスの人間観とを社会観とについて、反論の余地を与えないほどに論難しているということである（粗雑な面もあるが）。

以上われわれは、「人口問題」にアプローチする方法を検討する素材として、ゴドウィン＝マルサス論争を取り上げた。この二人の“思想家”は近代社会の形成期における人口思想を体現しているのであり（その思想と「理論」のオリジナリティの問題は別にして）、この論争のなかには今日に連なる重要な論点が含まれているのである。ゴドウィンの生存権をめぐる思想⁹³とユートピア思想は今日にあっても生きており、マルサスのばあい、いわゆるマルサス主義はある種の影響力を保持していることは、周知のとおりである。

⁹¹ *An Essay on the Principle of Population*, Edited by P. James, Vol. , p.252. 大淵ほか訳, 697ページ。

⁹² 次の邦訳を参照のこと。柳田芳伸訳「ゴドウィンの『人口について』を評す」『長崎県立大学論集』第41巻第4号, 2008. この匿名の書評はマルサスの筆になると推定される事情などが「訳者序言」において紹介されている。

⁹³ 因みに、内田義彦は「『生存権』をあらゆる権利に（私有権にも）優先する基本的権利として承認すること、これこそが正義の要求であることは明白だ」とする見地から、ゴドウィンがそうした正義の問いを発したことは「学問の歴史のなかに生きている」と述懐している（『学問と芸術』〔内田義彦著作集、第6巻〕、岩波書店、1988、283-285ページ）。